

第2回 白子町地域公共交通活性化協議会 分科会 次第

日時：令和6年2月7日（水）

午後2時00分～

場所：役場2階 第2会議室

1. 開会

2. 議題

(1) 白子町地域公共交通計画（基本方針～施策部分）について

3. その他

4. 閉会

白子町地域公共交通計画 (基本方針～施策部分)

令和6年2月

※章番号は全て、計画書本編に掲載する番号で表記しています。

3.1 計画の基本方針等

地域公共交通を取り巻く課題や本町が目指す将来のまちの姿と方向性を踏まえて、白子町地域公共交通計画の基本理念と基本方針を以下のように定めた。

3.1.1 計画の基本理念（案）

～基本理念：目指すべき公共交通の将来像～

未来につなぐ公共交通
町民と来訪者が行き交う町を目指して

3.1.2 計画の基本方針

基本方針 1：利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成

本町の移動に係る傾向として、近隣市町村の鉄道駅への、鉄道を介した広域移動をはじめとする幅広い移動需要がある一方で、買い物、通院等の日常生活の移動においては、鉄道駅や路線バスの運行経路から離れた施設へのアクセス確保も重要である。

将来的な高齢化の進行で増加が想定される、自家用車移動が困難な町民の移動手段として、需要の高い鉄道駅アクセスについては既存路線バスの活用を軸とした、定時定路線型ネットワークでの利便性向上を図りつつ、日常生活の移動については、少数輸送を前提とした柔軟性の高い交通サービスの導入による、高い自由度を重視した交通ネットワークの形成を図る。

基本方針 2：公共交通による移動ルートの確立と乗り継ぎ利便性の確保

本町の公共交通ネットワークの特性として、それぞれの地域を經由している最寄り路線バス系統のみを利用した移動に特化しており、運行本数の少ない路線の周辺で、公共交通利便性の低い地域においては、これを補完する手段がない状態となっている。

これを解消し、本町全体における公共交通利便性の確保を図るため、町内の各地域から白子車庫あるいは中里海岸停留所へのアクセス整備を検討し、乗り継ぎ利用による、既存路線バスのうち利便性の高い茂原駅・大網駅～白子車庫の系統の活用を図る。

基本方針 3：町内の主要拠点を中心とした公共交通ネットワーク構想の確立

本町の都市計画においては、主に白子町役場を中心とする行政拠点、白子IC周辺及び中里海岸周辺を中心とする観光・レクリエーション拠点、町内3校の小学校を中心とする地域拠点を基軸とすることが多く、本計画期間においても、これら町内の中心拠点をベースにしたまちづくりの推進が予想される。

これを踏まえて本計画においても、上記の6拠点を中心とした公共交通ネットワークの形成を模索し、策定後の他分野でのまちづくり構想も想定した計画の策定を図る。

3.1.3 計画の基本目標

基本方針1 利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成

1. 近隣鉄道駅へのアクセス性向上

本町の公共交通ネットワークにおける幹線的役割を担う鉄道駅への公共交通サービスについて、既存のバス路線を中心に利便性を確保するとともに、同経路におけるサービスの充実や、利用圏域の拡大を図る。

指標：①通勤時間帯における、近隣市町村の鉄道駅へ接続する路線バスの運行本数
②町内における公共交通カバー率

2. 近隣主要施設へのアクセス性向上

町民の移動需要には、既存のバス路線ではアクセスが困難な、近隣市町村の郊外部に位置する主要施設への移動も多く見られる。本町の生活基盤形成に必要なこれらの施設については、自家用車以外の移動手段となる交通サービスの提供を図る。

指標：①町民アンケートにおける、町外への外出時の自家用車利用率

3. 観光来訪者の回遊性向上

本町は、九十九里海岸や白子温泉をはじめとする、観光誘客力の強い地域でありながら、公共交通サービスが海岸沿いに集中していることもあり、回遊性に課題がある。これについて、自由度と移動利便性の高い交通サービスの整備を検討し、町外来訪者の回遊性を高めることによる町内の賑わい創出を図る。

指標：①本町の観光入込客数

基本方針2 公共交通による移動ルートの確立と乗り継ぎ利便性の確保

1. 公共交通ネットワークの充実による既存バス路線の利用圏域の拡大

海岸沿いを運行する利便性の高い路線バスシステムの活用を図るべく、町内から白子車庫・中里海岸といった主要停留所へのアクセスを担う移動サービスの整備を推進することで、間接的な本町における既存バス路線の利用圏域拡大を図ります。

指標：①町内における公共交通カバー率

2. 交通サービス間の乗り継ぎ利用が可能な主要拠点の整備

町内の主要バス停留所であり、路線バスのみならず高速バスのアクセスも可能な白子車庫あるいは中里海岸停留所を改修し、町内交通サービスのほか、自家用車や自転車等から路線バスに乗り継ぎが出来る主要拠点を整備する。

指標：①主要拠点の整備箇所数

3. 新しい公共交通ネットワークに関する周知・PR

生活移動手段として自家用車利用が根付いている町民に対して、ネットワーク再編などの町の公共交通施策が浸透するように、積極的に周知・PRを行う。

指標：①広報紙、チラシ・パンフレット等の広報資料の作成・配布数
②町民アンケートにおける、公共交通ネットワークの認知度

基本方針 3 町内の主要拠点を中心とした公共交通ネットワークの検討

1. 重要度の高い地域拠点上における主要拠点の整備

本町の中心拠点の中でも、特に重要度の高い白子IC付近、中里海岸周辺、町役場付近においては、行政・産業・観光等、あらゆる観点から集中的なまちづくりが想定されることから、乗り継ぎ設備を充実させる主要拠点についても、この3箇所を候補地とし、同地点の来訪者増加に伴う賑わい創出に寄与する。

指標：①主要拠点の整備箇所数

2. 地域拠点における交通サービス拠点の充実

本町の上位計画等で、地域拠点と位置付けられている地点は、主に周辺の居住エリアからのアクセス性が高く、これを経由しての交通サービスの利用が見込めることから、交通サービス設備の充実を図る。

指標：①地域拠点におけるシェアモビリティポートの設置数

3. 1. 4 地域公共交通確保維持事業等の必要性・有効性

現在、国または県の補助制度を活用して運行している以下の公共交通にあたっては、引き続き補助制度を活用し、対象路線の運行を維持する。

路線バス大網白子車庫線（運行：小湊鉄道株式会社）	
運行概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業許可区分：4条乗合 運行態様：路線定期運行（大網駅～白子車庫） 実施主体：交通事業者
活用する補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（国庫補助事業）
路線の必要性・有効性について	<ul style="list-style-type: none"> 本町の交通の骨格を担う路線であり、交通結節点である鉄道駅に接続し、町域を跨いで周辺市町と本町を結ぶ。 定時定路線を基本とする。
路線における補助事業活用の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> 同路線においては、鉄道沿線から離れた過疎地域における、公共交通ネットワーク維持確保の観点で運行している側面が強く、路線単体での収益化が難しい状況にある。

3.1.5 地域公共交通ネットワークの再構築

町民の高齢化や、民間施設を含めた主要施設の都市部への集約傾向といった状況を踏まえ、公共交通サービスの充実及び維持・確保は喫緊の課題であり、今後更に重要度が増すことが想定される。一方で、前章において整理したとおり、人口減少や自家用車の普及といった昨今の状況により、生活移動における公共交通利用の減少が課題となっている。

この状況を踏まえて、町民の移動利便性の向上及び、既存公共交通の維持・確保を図るため、交通ネットワークの再構築を図る。

1) 既存公共交通の機能

本町に係る既存の公共交通について、前項の「公共交通ネットワークの基本的な考え方」に基づき、下記のとおり分類する。

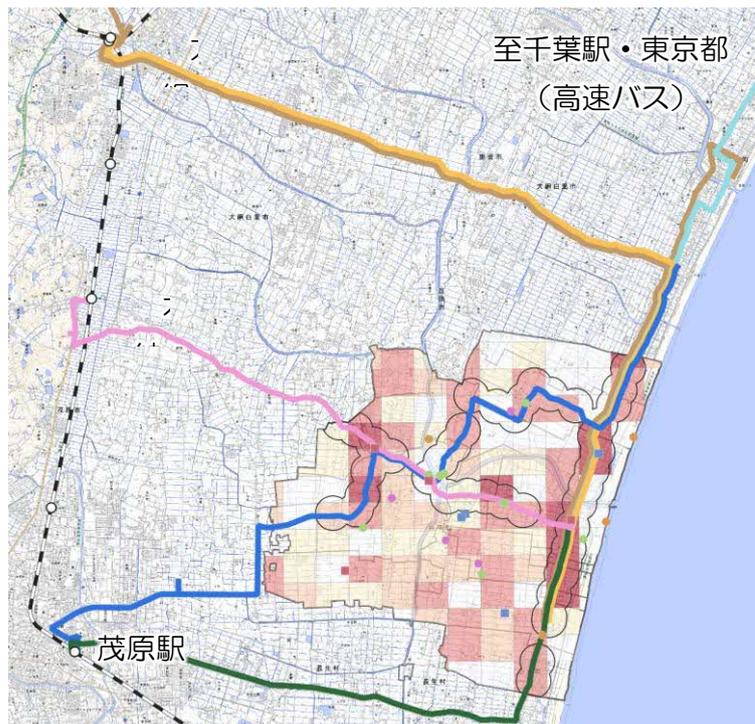
■現状

類型	主な公共交通	機能
広域ネットワーク (鉄道駅アクセス)	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・一般タクシー (福祉タクシー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の交通の骨格を担う路線であり、交通結節点である鉄道駅に接続し、町域を跨いで周辺市町村と本町を結ぶ
広域ネットワーク (生活移動)	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・一般タクシー (福祉タクシー) 	
町内ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・一般タクシー (福祉タクシー) 	

※広域ネットワーク（広域移動）：鉄道駅や他市町村市街地へのアクセス交通）

広域ネットワーク（生活移動）：近隣市町村の商業施設・医療施設へのアクセス交通）

■現行の公共交通ネットワーク

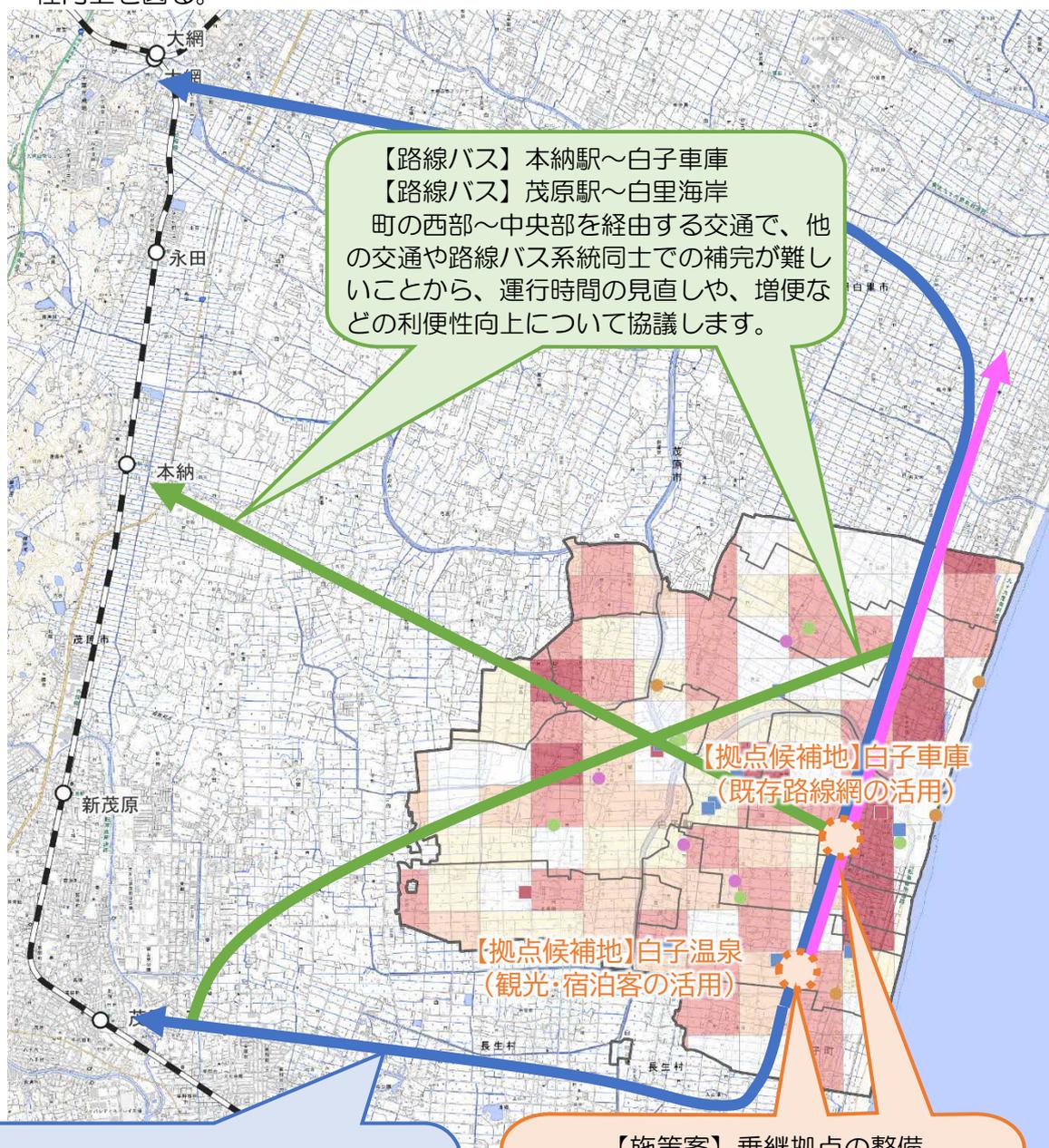


2) 公共交通ネットワーク再編案

ア 1-2-1 広域ネットワーク（鉄道駅アクセス）

鉄道駅や、茂原駅・大網駅周辺などの近隣市町村の市街地輸送については、既存の路線バスネットワークの維持・活用を基本として、路線ごとの利便性向上を図る。なお、増便や運行時間の拡大にあたっては、民間事業者と連携した地域の輸送資源の活用による補完も検討する（需要が多い時間帯での、送迎用車両を用いた運行など）。

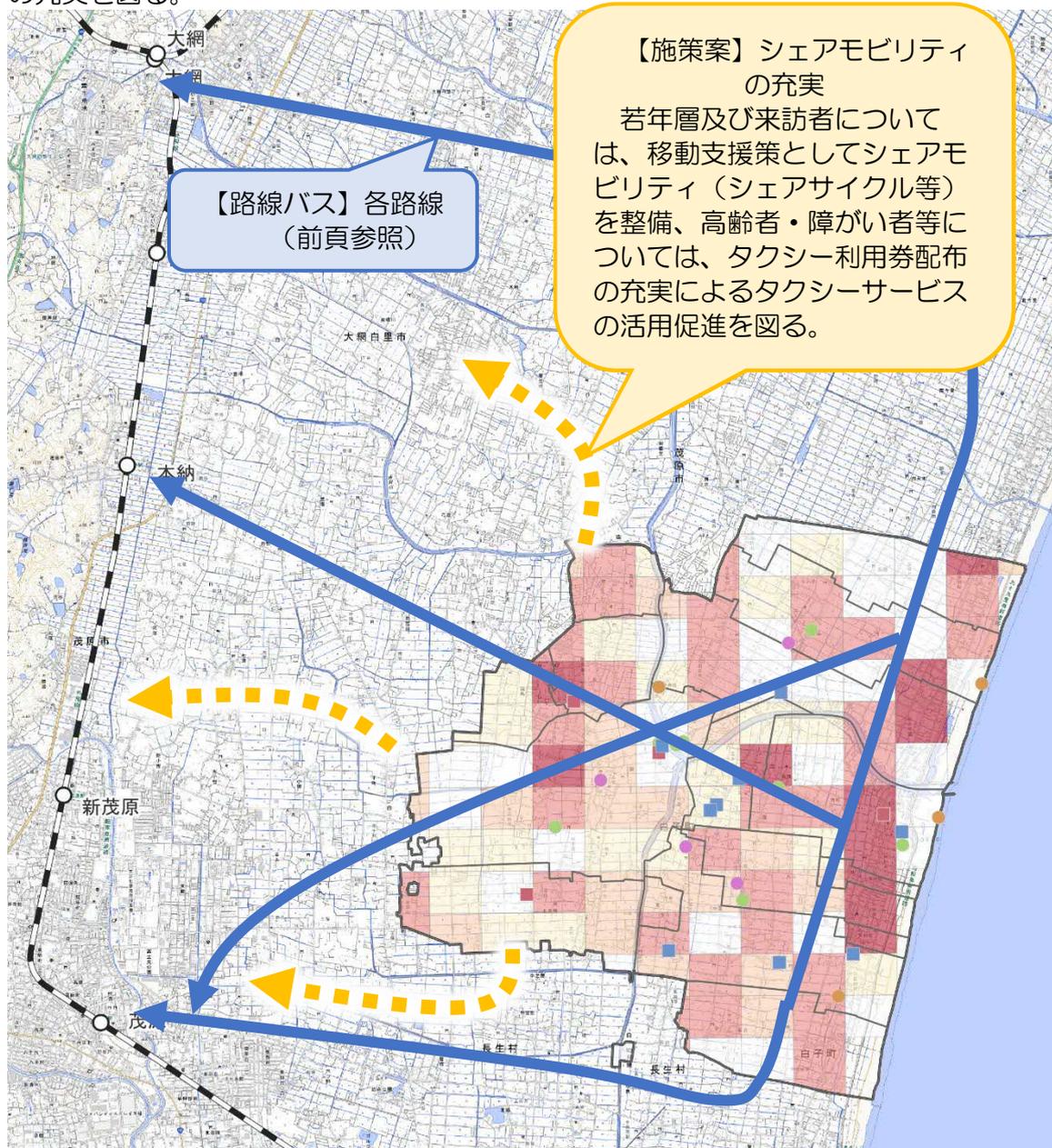
また、路線バスと、路線バス他系統、高速バス、デマンド交通（現・らくらくタクシー）や一般タクシーとの接続を集約すべく、町内に乗継拠点を整備します。また、駐車場・駐輪場を併設することで、パーク&ライドによる町民の路線バス利用機会創出と利便性向上を図る。



イ 広域ネットワーク（生活移動）

本町においては主要施設の立地が少なく、生活移動においては周辺市町村への移動が多く見られる。これを踏まえて、町民の買い物・通院といった生活移動における公共交通機関としては、路線バス沿線については、既存の路線バスの利便性向上によるアクセス性向上を図り、沿線外の施設については、タクシー利用券の充実などを通じて、一般タクシーまたは福祉タクシーの活用を促す。

また、若年層及び来訪者における移動利便性の向上を図るべく、町内の地域拠点及び町外の商業施設にポートを設置し、シェアサイクルをはじめとしたシェアモビリティサービス（※）の充実を図る。

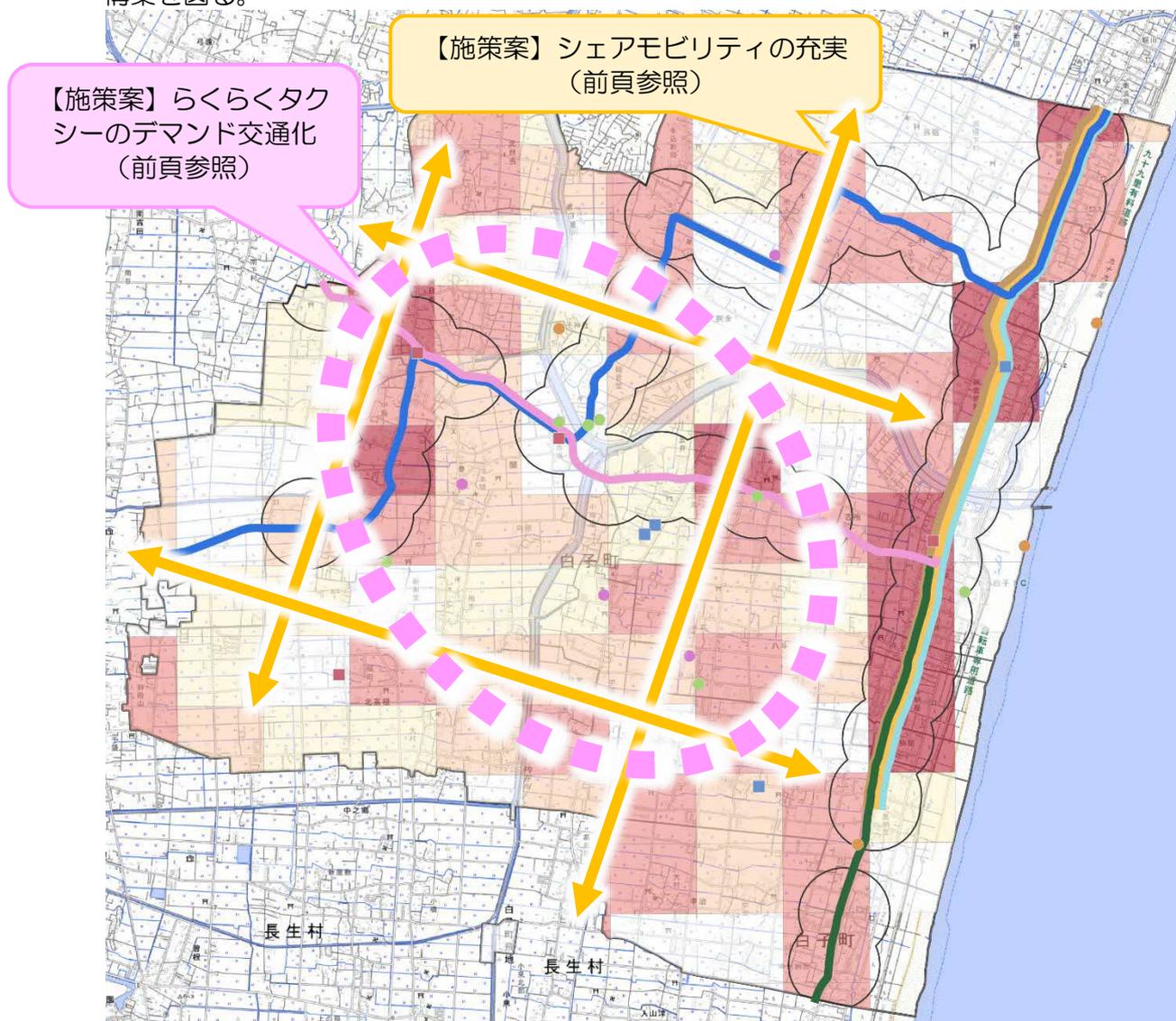


※サービス内容としては、自転車、電動キックボード、スクーター、小型EV自動車などを想定している。

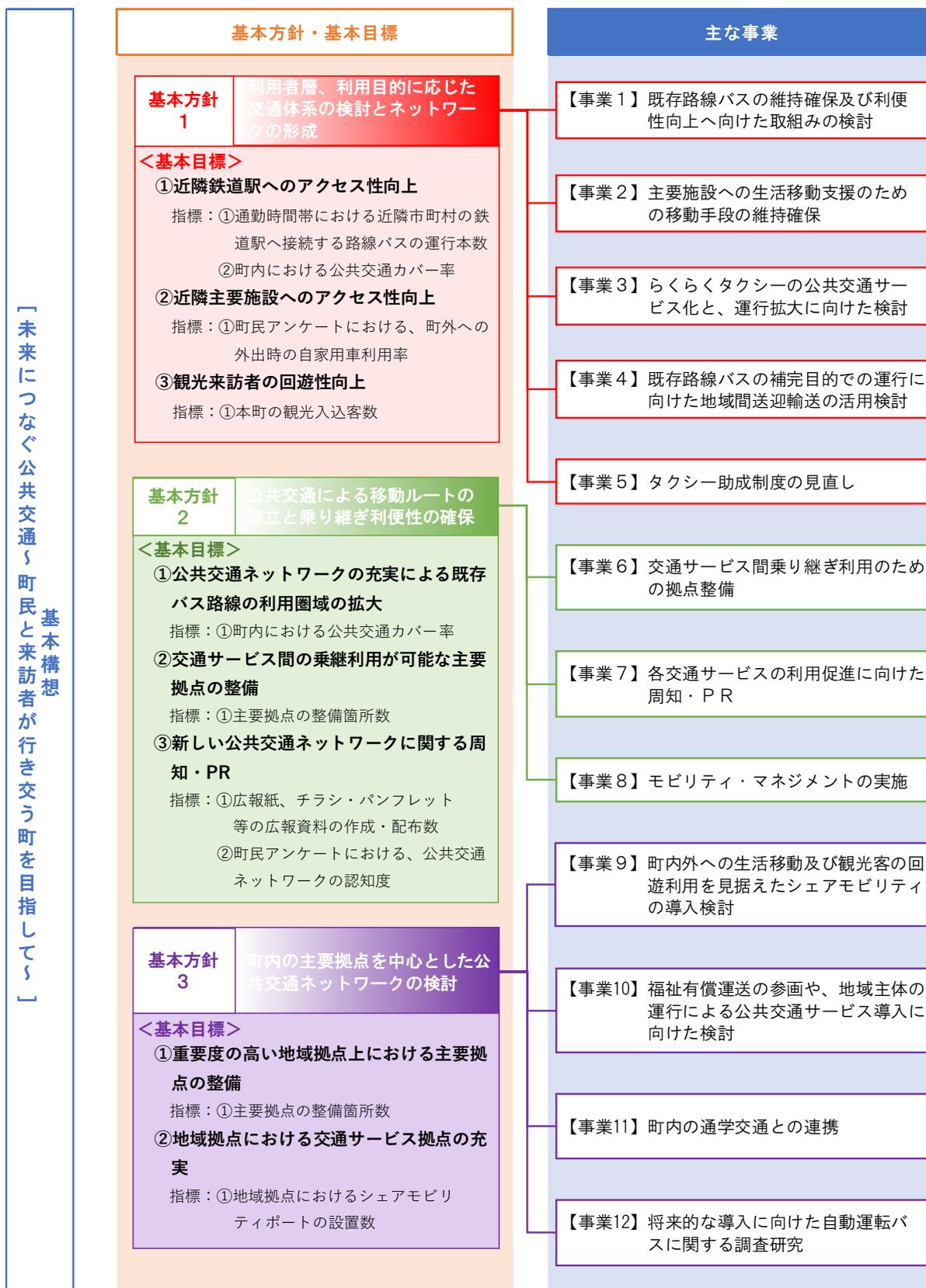
ウ 町内ネットワーク

既存のらくらくタクシーを、町内全域を対象に運行するデマンド交通として、公共交通ネットワークに組み込み、高齢者のみならず、多様な町内移動手段としての活用を図ります。公共交通転換後も、外出支援事業として同水準のサービスを維持する場合には、無料パスの配布などを以て対応する。

また、前述の広域ネットワーク（生活移動）にて掲載したシェアモビリティの整備についても、町内の地域拠点にポートを設置することで、町内移動でも活用できるネットワークの構築を図る。



4.1 基本方針・目標・目標達成に向けた施策・事業の一覧



4.2 施策・事業内容

【施策1】 既存路線バスの維持確保及び利便性向上への検討					
基本方針	【基本方針1】 利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成				
概要	<p>本町を起終点として運行する路線バスは、いずれも鉄道駅へのアクセスを担う重要な生活移動手段であり、今後の高齢化、人口減少に伴いさらにその重要性が高まることが考えられる。一方で、昨今の乗務員不足や労働基準法改正等で、バス路線の維持については年々厳しくなる傾向にある。</p> <p>これを踏まえて、第一に既存路線バスの運行本数について、現在の運行形態の維持を図りつつ、さらなる利便性向上に向けて、交通事業者と協議・検討を進める。</p> <div data-bbox="614 728 1348 1422" style="text-align: center;"> </div> <p>図 現行の路線バスネットワーク</p>				
実施主体	白子町、交通事業者				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策2】 主要施設への生活移動支援のための移動手手段の維持確保

基本方針	【基本方針1】 利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成				
概要	<p>本町では一定規模以上の商業施設・医療施設に乏しく、買い物、通院といった移動にあたっては、町外の商業・医療施設を利用するケースが多いが、これらの施設は、本町に係るバス路線の経路上にないことも多く、自家用車以外でのアクセス手段がない状況である。</p> <p>これを踏まえて、既存の福祉タクシー事業など、主に免許返納等で自家用車での移動が困難な町民がこれらの施設にアクセスできるような施策を継続的に実施する。</p> <div data-bbox="577 600 1337 1328" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 現行の公共交通ネットワーク</p>				
実施主体	白子町、交通事業者				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策3】 らくらくタクシーの公共交通サービス化と運行拡大に向けた検討

<p>基本方針</p>	<p>【基本方針1】 利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成</p>				
<p>概要</p>	<p>本町内を運行するデマンド型輸送サービス「らくらくタクシー」は、自宅から利用できる非常に自由度の高い利便性を有しているにもかかわらず、買い物利用等を町外移動に頼る町民特性により、利用は限定的である。</p> <p>これについて更なる活用を図るべく、福祉輸送に重きを置く現在の運行体系から、本格的なデマンド型交通による公共交通輸送サービスとして運行を図る。これにより、すべての地域から主要拠点や海岸沿いの、路線バス運行が充実しているエリアへ移動を確保する。</p> <p>また、将来的には、町民のニーズの高い町外施設について「エリア外利用施設」という位置づけで利用できるよう、近隣市町村とも連携して協議を行う。</p> <div data-bbox="588 788 1323 1480" data-label="Image"> <p>The map displays a geographical area with various colored zones (red, yellow, green, blue). Several orange arrows originate from different points and point towards a specific area on the right side of the map, which is circled in orange. A label '運行本数の多いエリア' (Area with many operating vehicles) points to this circled area. The map also shows roads, rivers, and some buildings.</p> </div> <p>図 デマンド交通の利用イメージ (海岸沿いまで利用することで、路線バス・高速バスに乗り継いでの広域移動が可能になる)</p>				
<p>実施主体</p>	<p>白子町</p>				
<p>取組スケジュール</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>	<p>令和9年度</p>	<p>令和10年度</p>

【施策4】 既存路線バスの補完目的での運行に向けた地域間送迎輸送の活用検討					
基本方針	【基本方針1】 利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成				
概要	<p>本町では、白子温泉や九十九里浜等に起因する各種レジャー需要に起因し、海岸沿いには多くの宿泊施設が立地しており、その多くが、茂原駅をはじめとする鉄道駅への利用者送迎を行っている。</p> <p>将来的な公共交通網拡大においては、昨今の乗務員不足などを背景に、民間交通事業者による増便などの対応がさらに困難になることから、現在のネットワーク維持あるいは拡大に向けて、これらの送迎サービスへの一般利用者混乗などについて、関係者間で協議を行い、対応を検討する。</p>				
実施主体	白子町、送迎輸送実施事業者				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策5】 タクシー助成制度の見直し					
基本方針	【基本方針1】 利用者層、利用目的に応じた交通体系の検討とネットワークの形成				
概要	<p>本町では、障がい者、高齢者、妊産婦など、主に自家用車を用いての移動が困難な町民に適切な生活移動手段を確保すべく、福祉タクシー事業を実施している。</p> <p>これについて、らくらくタクシーの公共交通サービス化などにより、町民の移動利便性にも変化が生じると考えられることから、他の施策実現に併せて、適切な支援となるように利用対象や実施内容について修正を図る。</p>				
実施主体	白子町				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策6】 交通サービス間乗り継ぎのための拠点整備

基本方針	【基本方針2】 公共交通による移動ルートの確立と乗り継ぎ利便性の確保				
概要	<p>本町における公共交通サービスについては、町内を運行する路線バスのみが運行しており、町域の多くが公共交通空白地となっている。また、海岸沿いの路線は比較的一定の頻度で運行があるものの、内陸部を運行する路線は本数が限られており、利便性に格差があるのも課題となっていた。</p> <p>これについて、町内全域から一定の利便性を以て移動できる環境を整えるべく、路線バスの起終点であり、運行本数も多く、高速バスとのアクセスも可能な白子車庫あるいは中里海岸に『主要拠点』を設けて、らくらくタクシーと路線バス、一般タクシーと路線バスといった、公共交通間の乗り継ぎ利用を行う場所を明確化する。また、周辺には駐車場・駐輪場を併設することで、自家用車や自転車からも乗り継げる形とする。</p> <div data-bbox="592 824 1326 1518" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 拠点整備の候補地</p>				
実施主体	白子町				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策7】 各交通サービスの利用促進に向けた周知・PRの実施					
基本方針	【基本方針2】 公共交通による移動ルートの確立と乗り継ぎ利便性の確保				
概要	<p>本町における生活移動では、自家用車を活用する住民が多く、路線バスをはじめとする、公共交通利用に対する意識醸成も重要な課題である。</p> <p>これについて、町内から利用できる公共交通や、乗継拠点の活用方法などについて、図面を併用したポスター、チラシや、両ガイドブックといったパンフレット等の広報資料を作成・展開する。</p>				
実施主体	白子町				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策8】 モビリティ・マネジメントの実施					
基本方針	【基本方針2】 公共交通による移動ルートの確立と乗り継ぎ利便性の確保				
概要	<p>本町における生活移動では、自家用車を活用する住民が多く、路線バスをはじめとする、公共交通利用に対する意識醸成も重要な課題である。</p> <p>これについて、将来的な利用転換や、公共交通施策に対する関心を高めるため、町民を対象としたモビリティ・マネジメントの実施を検討する。</p>				
実施主体	白子町				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策9】 町内外の生活移動及び観光客の回遊利用を見据えたシェアモビリティの導入検討

<p>基本方針</p>	<p>【基本方針3】 町内の主要拠点を中心とした公共交通ネットワークの検討</p>				
<p>概要</p>	<p>本町における生活移動では、町外への近距離アクセスへの需要も一定数存在するが、自家用車両が利用できないケースでは代替手段がない状態である。また、町内を訪れる観光客についても、町内を回遊する移動手段がなく、公共交通での来訪者が町内に点在する観光資源する方法がない状態である。</p> <p>これを解消するため、市街地及びその周辺をエリアとしたシェアモビリティサービスを展開し、町民のみならず町外からの来訪者も、町内を柔軟に回遊できるネットワークの形成を図る。</p> <div data-bbox="560 678 1353 1417" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 50px 0;"> <p>画像調整中</p> </div> <p style="text-align: center;">図 想定されるモビリティのイメージ</p>				
<p>実施主体</p>	<p>白子町</p>				
<p>取組スケジュール</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>	<p>令和9年度</p>	<p>令和10年度</p>

【施策10】福祉有償運送の参画や、地域主体の運行による公共交通サービス導入に向けた検討					
基本方針	【基本方針3】 町内の主要拠点を中心とした公共交通ネットワークの検討				
概要	<p>近年、沿線人口が少なく、民間事業者による公共交通整備が行われないエリアにて、自治会や地元の NPO 法人といった地域住民が発起人・運行主体となって、小規模の交通サービスを運行するケースがみられるようになった。</p> <p>こういった状況を踏まえて、公共交通不便地域の町民や地域団体から提案があった際の対応や、運行に向けた協議の実施など、こういった主体的な取組みを行政として十分なサポートができる体制の整備を行う。</p>				
実施主体	白子町、地域住民・NPO 等				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策11】町内の通学交通との連携					
基本方針	【基本方針3】 町内の主要拠点を中心とした公共交通ネットワークの検討				
概要	<p>現在、町内には3つの小学校と1つの中学校が位置しているが、1校あたりの校区はかなり広域に及んでおり、通学時間が長時間になる児童や、家族が送迎することで通学できている児童もいる。また、昨今の少子化の影響により、町内の小学校をすべて統合する方向で協議が行われていることもあり、児童の通学に係る課題がより顕著になることが考えられる。</p> <p>小学校の統合が行われた場合、新たにスクールバスが運行されることが想定されるが、その場合には町内の貴重な輸送サービスとして、一般混乗など複合的な輸送の担い手とすることも併せて検討する。</p> <p>また、スクールバスの運行範囲や運行形態により上記の課題が解消できない場合には、らくらくタクシーの運行時間帯を調整し、遠距離通学となる児童が通学時に予約利用できるような体制を整えるなど、既存の輸送サービスを用いた通学支援も併せて検討する。</p>				
実施主体	白子町				
取組スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度

【施策12】 将来的な導入に向けた自動運転バスに関する調査研究

<p>基本方針</p>	<p>【基本方針3】 町内の主要拠点を中心とした公共交通ネットワークの検討</p>				
<p>概要</p>	<p>昨今の公共交通事業者における乗務員不足の抜本的な対策として、自動運転バスの開発に関する注目が全国的に高まっている。現在、自動運転レベル4（乗務員不在での自動運転）の実現に向けて、複数の自治体でレベル2（乗務員同乗の上での自動運転）段階の実証運行が行われている。</p> <p>本町においても乗務員不足や担い手不足は喫緊の課題であることから、将来的な町内交通あるいは路線バスへの導入も視野に入れて、開発動向について継続的に調査・研究を行う。</p> <div data-bbox="560 640 1353 1379" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 50px 0;"> <p>画像調整中</p> </div> <p style="text-align: center;">図 実証運行が行われている自動運転バス</p>				
<p>実施主体</p>	<p>白子町</p>				
<p>取組スケジュール</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>	<p>令和9年度</p>	<p>令和10年度</p>